

思います。議員になった途端に、大きなビルを建てたり立派な自宅をつくったりといったことは、現に慎む必要があると思いますし、市民は、やはり厳しい目で私たちを見ているというふうに思っています。

こうしたことから考えましても、私は今回の議員の報酬につきましては、賛成できかねるということを申し上げます。

○議長（仲村清信君）

これより議案第六十八号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（贊成者起立）

○議長（仲村清信君）起立多数であります。よって議案第六十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第六十九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長（林田 武君）御指名をいただきましたので、議案第六十九号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、行政委員の引き上げ率がばらばらなのに、二十六市中の順位が見事に二十位と並んでいるのは、二十番目にそろえて月額を決めたのかとの質疑に、理事者より、他市との均衡ということも考えて順位といったことも加味して検討したもので、二十位でそろえたわけではないとの答弁がありました。

委員より、行政協力員の仕事の範囲についての質疑に、理事者より、町会会員を中心に、市の行事への協力をお願い、町会とのパイプ役をしてもらっているとの答弁がありました。

それに対し委員より、公金を執行するのに、仕事の範囲をあいまいにしか把握していないのはずさんであり遺憾である。また、町会に加入していない人に対してはどのように周知徹底されるかとの質疑に、理事者より、行政協力員にはこういう仕事をしていただくという意味で、明確にするよう検討していきたい。また、PRは市の広報、お知らせ、ポスター等によってしているとの答弁がありました。

委員より、大変答弁がずさんである。町会に対するきちんとした補助ができれば、その方がずっといいと思つてゐる。補助形態を変えるべきであるとの要望がありました。

また委員より、行政協力員に関しては、世帯数の多い町会と少ない町会が同様に扱われることは矛盾であるし、福生以外羽村町しかこういう制度をとっていないこともあり、今後は検討してもらいたいとの要望がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

きます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第七十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、議員の報酬と同様問題があり、反対との意見がありました。

また委員より、職員の給与は二十六市中でどのぐらいの順位かとの質疑に、理事者より、大体中庸をいっているとの答弁がありました。

委員より、福生市の行政水準は二十六市中の中庸ということでやってきたのなら、特別職の給与だけ二十位というふうに遠慮することはないと思う。二十六市中の中庸の仕事をしているのだから、自信を持って中庸ぐらいにしたいとの意見がありました。

質疑の中で反対との意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第七十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

先ほどの議案第六十八号の反対討論で、この件に関しても基本的な私どもの点を述べてまいりました。一つは、二年連続の改定である問題、また、市民的合意を十分に得るための公聴会の開催の問題、また、市長職務代理者名による条例の提案、こういう点であります。

そこで、特に幾つかこの市長等に関しての問題で言いますと、市長はいかなる考えで市長職務代理者の

助役にこうした議案を提案させたのか。このことを本来ならお聞きしなければならぬわけであり。答申が出ましても、十二月議会また次の議会、幾らでも自分の名前でこうした条例を提案する機会はあるわけであり。そういう点では、まさに自分自信の給与の改定を市長職務代理者の助役名でやるというふうなことは、恐らく全国の市をとりましても、こういう例はまずないだろうと、私は思うのでございます。それだけこの件は、言ってみれば、やってはならないことを、私やっているのではないかと指摘せざるを得ません。この点は、あえて申し上げる次第でございます。

それから、いろいろ賛成討論の中でも出されているわけですが、報酬等審議会が開かれて十分審議されているというふうなことが出されているわけでございます。この点で、もう一つ申し上げておきますならば、前回の報酬等審議会の答申におきましては、二年ごとに一度の答申をというようなことがあったと思うのです。みずから委嘱して答申をされた答申文の中に、そういうことが入っておりながら、そういうものはどこかにやって二年連続の引き上げをやるということであれば、答申をされた審議委員の皆さんにとっても、市長自身申しわけないと、思わないことはおかしいのではないかと私は思う次第でございます。

いろいろ申し上げましたけれども、基本的には、議案第六十八号の反対討論と同様でございます。以上の点を申し上げまして、私の反対討論とするものでございます。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） 御指名をいただきまして、議案第七十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の討論を行います。

本条例案は、議案第六十八号で賛成討論を行いました福生市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例と同じく、福生市特別職報酬審議会におきまして慎重に審議し、市長に答申されたものを提案されたものであります。審議会の皆様は市内の各界を代表する者で、市民の意見を十分反映した答申であると、やはり確信しております。審議会の結論を陳略に扱うことは、許されないことだと思えます。答申の内容に

つきましては、昨今の地方公共団体を取り巻く社会情勢あるいは世論の動向、市民感情等を十分配慮するとともに、各種、各市の資料等の提供を求め、二十六市中の改定状況、一般職職員の給与の状況等、さまざまな観点から調査、検討を行う一方、また市の行政をつかさどる最高責任者としての職務、職責等を考慮するとともに、各委員の終始自主的な見解と立場において慎重に審議した結果、報酬を改定することが適当であるとの結論に達した答申でございます。審議会の各委員の皆様には、やはり最大の敬意を表しなければならぬと思います。この結果、答申をいただきました改定額は二十六市中の平均をまだ下回っておりますが、現在の福生市の状況、市民感情等を十分考慮し、結論を出したものと思慮いたします。

なお、理事者におかれましては、さらに市民生活の安定と福祉の向上及び市政の発展に十分邁進されますようお願い申し上げますとともに、私はこの答申案に基づく改正案につきましては、全面的に賛成をいたします。議員各位の絶大な御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第七十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第七十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第七十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第七十一号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑は特になく、委員より、この件についても、先ほどの市長等の給与、議員の報酬との関連があるので反対であるとの意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。（「いいかげんしつこいぞ」「反対すればいいというものではないのだよ」と呼ぶ者あり）

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第七十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この件に関しまして、議案第六十八号、また議案第七十号の反対討論で基本的な点を述べました。一点は、二年連続の改定。また二点目は市民の合意、こうしたものが得られていないこと。また三点目につきましては、市長職務代理者名による提案、こういう点を述べました。以上が、反対の基本的な点でございます。

また、やはり申し上げておきたいのは（「ああ安過ぎるのだ、わかったわかった」と呼ぶものあり）前回、ちょうど一年前のこの件の改定の際にも、教育長の極めて政治的な発言の点を取り上げました。その後やはり経過を見ましても、そういう点は余り変わっていないという点もあると思います。そういう点も指摘しておきまして、私の反対討論といたすものであります。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） 御指名をいただきましたので、議案第七十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の討論を行います。

本条例案につきましても、議案第七十一号で賛成討論を行いました福生市長の給与に関する条例と同じく、福生市特別職報酬審議会において慎重に審議された結果が答申されたものであります。

答申の内容につきましては、福生市長等の給与と同じく慎重に十分審議されたものでございまして、本条例案については妥当なものであると考えられます。したがって、私はこの答申案に基づく改正案につきましては、全面的に賛成するものであり、議員各位の絶大な御賛同を願いたく賛成の討論といたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第七十一号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第七十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第七十二号 福生市庁舎増築基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第七十二号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、現時点での目標額あるいは何年度までといった計画についてお聞かせいただきたいとの質疑に、理事者より、決まっているわけではないが、財政フレームを作成して長期の財政計画を立てていくという役目があるので、現時点での想定は、庁舎の面積は一万平方メートルぐらいと予測する。一平方メートル当たり六十万円としても、六十億円が必要である。後期の計画に出してあるので、平成七年以降に建設、十年程度ぐらいから使用という見通しで考えている。防衛補助や起債の額については、その年度近くにならないと予測できないが、両方で二十億円は用意できるかと思う。この数字から見えていくと、自己財源としておよそ四十億円、その他に備品、外構があるので、五十億円近く用意しておかなければならないと思う。一般財源の調達としては、単年度で五億円ぐらい用意できると考える。そうなると、二十五億円から三十五億円ぐらいの基金を用意しておかなければならないので、前期であと十億円から二十億円ぐらいの基金は用意していかなければならないと思うとの答弁がありました。

また委員より、一方ではどんな形にでも転用できる都市施設整備基金という膨大な基金があるわけであるので、やたらに積み上げる必要はないとの意見がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

だきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第六 議案第七十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第七十三号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

特に質疑なく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり可決くださいますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第九 議案第七十六号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名を受けましたので、厚生委員会に付託されました議案第七十六号につきまして、審査報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、手当の対象となる人員について伺いたいとの質問に対し、七十歳以上八十六人、六十五歳から七十歳未満で所得制限以下の者が十八人、六十五歳以上七十歳未満で所得制限以上の者二人との答弁がありました。

また委員より、支給の方法、これについて通知の方法等を伺いたいとの質問に対し、理事者より、支給の方法は口座振替、通知は広報等でやっているとの答弁がありました。

また委員より、通知は葉書でできないか、経費も百万円程度であるので検討されたいという発言がありました。

これに対しまして、理事者より、老人福祉手当のみではなく、その他の手当のこともあるので、公平性という点から、現時点では広報等により実施する旨の回答がありました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり決定くださいますようお願いを申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、委員長の報告のとおり可決され

ました。

○議長（仲村清信君） 日程第十 議案第七十七号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、厚生委員会に付託されました議案第七十七号につきまして、委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読については省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、対象の人員は何人ぐらいかとの質問に対し、三百九十九人である旨の答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり可決くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十七分 休憩

午前 十一時 十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一 議案第七十八号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務委員長林田 武君。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号中、総務委員会所管分につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、歳入全般について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今後の市税の見直しはとの質疑に、理事者より、市民税について約六千万円の増、その他については、今後それほど移動はないとの答弁がありました。

また委員より、積立金に全部回してしまうのは、工夫が全くなくどうかと思うとの意見がありました。

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳入で十三億九千二百万円というものがあつながら、積立金、報酬、給与の引き上げということとで終わってしまった。ほとんど中身の無い補正予算は、余り出くわしたことがない。反対である。再度、考え直していただきたい。補正第三号を直ちに出示していただきたいとの意見がありました。

次に、教育費について理事者の説明を受けた後、質疑に入りしました。

委員より、第二小学校の身障教室の改良事業の減額について、詳しく説明してほしいとの質疑に、理事者より、今までの保健室部分も含めた三教室分を身障者学級に改良するため、保健室はピロティー部分に増設する計画だったが、特別活動に利用していた普通教室を保健室に転用する形で整備したため、減額することになったとの答弁がありました。

また委員より、ピロティーをつぶして保健室にすることについては、学校側もそれでやむを得ないというところだったのかと質疑に、理事者より、学校側としてはできる限りピロティー部分での増築は避けたいとの答弁がありました。

委員より、中学校給食審議会の答申が出ない。さらに審議することになったが、答申が出ない場合も考えられるが、その点どう考えるかとの質疑に、理事者より、その際には、無理にどうしろとは言えない。十分審議して、何らかの答申をいただくようお願いするしかないとの答弁がありました。

また委員より、答申がなかなか出ないということは、それだけ難しい問題であり、何が何でも答申せよとしない方がいいと思うとの意見がありました。

質疑の中で反対との意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 次に、建設委員長野口秀世君。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号中、建設委員会所管分につき

まして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りしました。

委員より、公園の占用の関係で、最近できた中央公園やかに坂公園など多目的に使える公園のあり方として、イベントの後始末の不徹底や野外コンサート等の音量の問題などがあるようだが、そういった責任の所在を明らかにするためにも、供託金をとるといふような考えはあるかとの質疑に、理事者より、公園はいろいろ使用が多様化しており、例えば中学校の音楽会の練習に使ったり、町会のお祭りや盆踊りなどもあり、どれを特定して供託金制度とするか、大変難しいものがあるが、他市の状況等を調べながら検討させていただきたいとの答弁がありました。

また委員より、福生公園、明神下公園の修繕費ということだが、その破損の状況とどういう修理をするのか。また、百五十万円についてはそれだけの修繕で終わってしまうのかとの質疑に、理事者より、修繕の内容は便所のガラスブロックが石で割られて破損したところ、また便所の中のいたずら書き等の修繕費で、福生公園については六十万円、明神下公園については二十万円を見ている。それから百五十万円については、今後、東福生公園のあずまやの屋根の補修や福生公園、熊牛公園の電灯等の補修等、それから今後、発生する壊れたものの補修等についても含まれているとの答弁がありました。

委員より、そういった公園の補修についてはただ直すだけでなく、低木を切って回りの見通しをよくするとか、石なども細かいものに入れかえるなど壊れないようにする対策も考えていただきたいとの要望があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

次に、厚生委員長上野重勝君。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第七十八号中、歳出予算のうち、厚生委員会所管分の審査につきまして、御報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

理事者より、当所管分の衛生費、民生費、その他につきまして説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、民生費、衛生費の返還金の理由を伺いたい。また二番手としまして、老人家庭奉仕事業の返還金は、対象人員の減少によるものであるかどうか。また、三つ目といたしまして、生活保護費は昭和六十年代以降、減少傾向にあり、厚生省の思惑どおりというふうに見えるけれども、市としては二十六市の平均、あるいはそれ以下に抑えていくというような考え方があるのかどうか。また、これらについて、東京都や国に対して申し入れをするように要望するという発言がございました。

これに対しまして、理事者より、民生費、衛生費の返還は、当初の交付額に幅があり、どうしても精算の段階で返還せざるを得ないという答弁がありました。また、第二点については、老人家庭奉仕事業の返還金は、死亡その他入所対象者の減によるものである。三番手の生活保護費は、法に定められた基準により決定しており、二十六市の平均とかあるいは全国的なレベルといったような考え方はないという答弁がありました。

また他の委員より、町会長協議会に対する補助金交付の考え方があるかどうかとの質問に対しまして、今後、協議会の役員にもお諮りし、どうしても費用がかかるということであるならば、なお検討していくというような答弁がありました。

また、町会組織のないところ及び町会長の会合の回数はどのくらいであるかとの質問に対しまして、理事者より、行政協力員に報酬は出しているが、町会に出すべきではないかというような質問もございました。また、そのほかに家事援助者の回数の減により返還するというが、回数をふやすということではできないのかという質問がございました。

これに対しまして、理事者より、町会組織のないところは、南田園二町会であり、また、町会長の会合は、理事会を含めて年十二回くらいであるという答弁がありました。また、さらに町会に対する補助金を出しており、均等割が一万円、それから、隣組数の割合として、隣組当たり五百円を委託料の形で出しているという答弁がございました。

また他の委員より、行政協力員の報酬で町会の大小の関係で不平等という意見があるので、そこで、市では町会に補助金を出して、町会から町会長手当として出すような方法を考えたかどうかというような発言がございました。

なお、その他審査中におきまして反対の意見もありましたので、起立により採決いたしましたところ、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり可決されますようお願いを申し上げます。

○議長(仲村清信君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第七十八号 平成二年度福生市一般会計補正予算(第二号)について、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

当補正予算は、歳入で見ますと、主なものが市税の三億一千二百万円、地方交付税四億九千五百万円、また繰越金五億一千二百万円などでございます。歳入合計は十三億九千二百万円であり、その主たるものが、今申し上げました市税、地方交付税、繰越金などであります。考えてみればわかりますように、こう